

≪家族で「選挙」のごとについて話してみませんか?≈



選挙に関するあれこれを発信する「選挙」豆知識 第3回目の今回は、選挙人名簿についてお伝えします

選挙人名簿

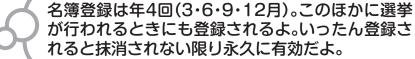
選挙権を持っていても、実際に投票するためには、笛吹市選挙 管理委員会が管理する名簿に登録されていなければなりません。 この名簿を選挙人名簿といいます。

次の2つの条件を満たして、初めて名簿に登録されます。

- ①笛吹市に住所がある満18歳以上の日本国民
- ②笛吹市に住民票が作られた日から、引き続き3カ月以上住んでいる







笛吹市選挙管理委員会 笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055(262)4111